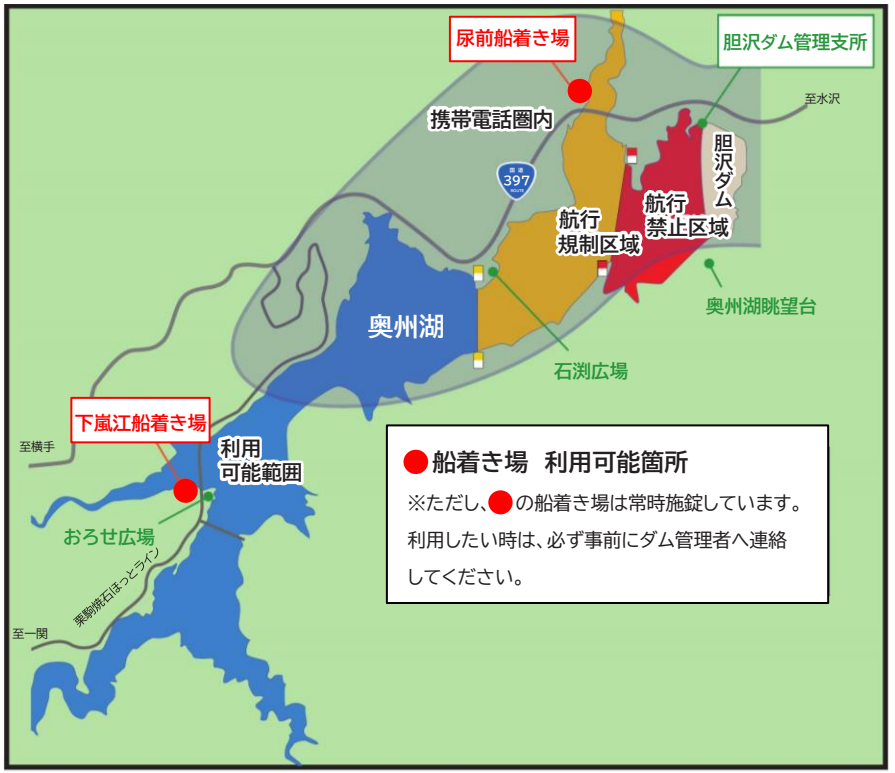
奥州湖利用のルール

- ダム湖面の利用は、原則として右図に示す**利用可能範囲**（旧石淵ダムより上流域）とします。
- **利用可能範囲**内を利用をする時は、個人の利用も含めて事前に「ダム管理者」へ連絡してください。
- **航行規制区域**内を利用したい時は、事前調整が必要となりますので「ダム管理者」へ連絡してください。
- イベント等を開催する場合には、事前に届け出が必要となりますので必ず「ダム管理者」へ連絡をしてください。
- 柵等により立入を禁じられる箇所への立ち入りは禁止します。
- エンジン付き（電気式も含む）ボート等の使用は禁止します。
- 自動車による湖面への接近は避けてください。
- カヌーやゴムボート等の利用にあたっては、救命胴衣を着用してください。
- 「ゴミは捨てずに、各自必ず持ち帰る」を徹底してください。
- ブラックバスなど外来魚種の放流、ペットや外来動植物の放棄や移植は禁止します。
- 気象情報に十分注意してください。
- 降雨、強風、濃霧など気象条件が悪いときは利用の自粛をお願いします。特に、大雨注意報など気象情報が発令された場合は注意してください。
- 事故等の責任については、当方では一切負わないことをご理解の上でご利用ください。



※胆沢ダムの貯水位、流入量、放流量、雨量状況等を確認できます。

携帯：http:/keitai.thr.mlit.go.jp/kitakato/mobile/index.html

スマートフォン：http:/keitai.thr.mlit.go.jp/kitakato/sp

※ただし、右図に示すとおり、奥州湖周辺は電波状況が悪いため、事前の情報収集に努めてください。

緊急時等連絡先　ダム管理者（胆沢ダム管理支所）**0197-49-2981**
警察（奥州警察署）**110**（0197-25-0110）
消防（奥州金ケ崎行政事務組合消防本部）**119**（0197-24-7211）

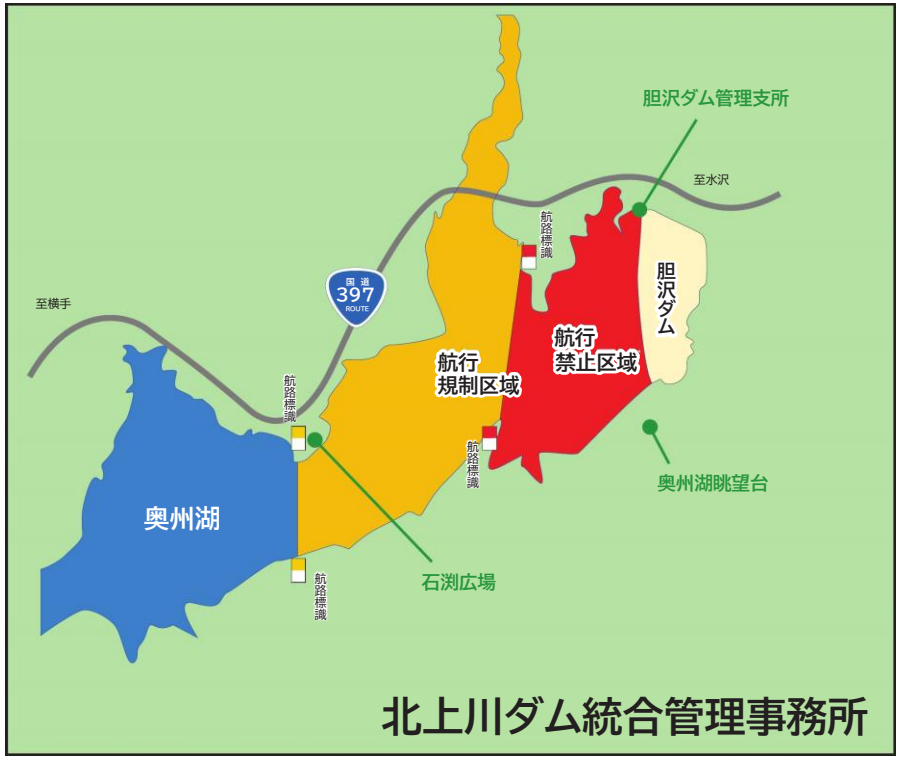
国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所

北上川水系　胆沢ダム

水 域 航 行 規 制

右の図の**航行禁止区域**内は、舟およびいかだ等の**航行を禁止**します。
また、**航行規制区域**内を航行する舟およびいかだ等は、**次の方法により航行**してください。

1. 舟およびいかだの別	：舟およびいかだ等
2. 航　路	：航行規制区域内
3. 時　間	：日の出から日没まで
4. 速　度	：2ノット以下
5. 施行年月日	：平成26年4月1日



上記に違反した者は河川法の規制により罰せられます。

国土交通省　東北地方整備局長

規制に関する連絡先　　胆沢ダム管理支所 **0197-49-2981**